

## 審議会会議録

審議会等の名称	平成30年度第1回瑞穂市指定管理者選定委員会
開催日時	平成30年9月28日(金曜日) 午後1時30分から午後4時00分
開催場所	瑞穂市役所穂積庁舎 3階大会議室
議題	協議事項1 会長及び副会長の選任について 協議事項2 瑞穂市コミュニティセンター3館の指定管理者の選定について 協議事項3 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の選定について
出席委員 欠席委員	出席委員 6名 会長 畦地 真太郎 副会長 折戸 俊行 委員 豊田 浩充 委員 巢之内 亮 委員 清水 千尋 委員 山本 康義 欠席委員 0名
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ <input type="checkbox"/> 非 公 開 (法人その他の団体(国及び地方公共団体は除く)に関する情報について審議するため)
傍聴人数	
審議の概要	別紙のとおり
事務局 (担当課)	① 瑞穂市コミュニティセンター3館に関すること 瑞穂市企画部市民協働安全課 TEL 058-327-4130 FAX 058-327-7414 e-mail <a href="mailto:siminkyu@city.mizuho.lg.jp">siminkyu@city.mizuho.lg.jp</a>

② 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場に関すること

瑞穂市都市整備部都市管理課

TEL 058-327-2102

FAX 058-327-2120

e-mail [tosikan@city.mizuho.lg.jp](mailto:tosikan@city.mizuho.lg.jp)

(別紙)

## 平成30年度 第1回瑞穂市指定管理者選定委員会 会議録

日時 平成30年9月28日(金) 午後1時30分から午後4時00分  
場所 瑞穂市役所穂積庁舎 3階大会議室  
出席委員 会長 畦地 真太郎  
副会長 折戸 俊行  
委員 豊田 浩充  
委員 巢之内 亮  
委員 清水 千尋  
委員 山本 康義  
事務局 企画部長 梶浦 要  
市民協働安全課長 伊藤 巧  
市民協働安全課主任 近藤 崇  
都市整備部長 鹿野 政和  
都市管理課長 平光 光幸  
都市管理課主事 葛山 倫太郎  
傍聴人 非公開

~~~~~  
会議録

【事務局】 (開会のあいさつ)  
(委員会の設置目的について説明)  
(委嘱状の交付)

【事務局】 本日の委員会は、委員6名全員出席のため、瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項に定める過半数の委員の出席を満たしているため、会議は成立する旨の報告をします。

~~~~~  
協議事項1 会長及び副会長の選任について

【事務局】 会長及び副会長は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第2項の規定により、委員の互選により定めることになっています。立候補または推薦がありましたらお願いしたい。

(立候補・推薦なし)

【事務局】 事務局の案としましては、会長に朝日大学 経営学部教授の畦地委員を推薦したい。畦地委員、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(畦地委員承諾、全員承認)

続いて副会長についてですが、事務局の案としましては、畦地会長から指名していただきたい。畦地会長いかがでしょうか。

(畦地委員承諾)

【畦 地】 それでは、副会長には折戸委員を指名したいと思います。折戸委員、委員の皆さんいかがでしょうか。

(折戸委員承諾、全員承認)

【事務局】 これからの議事の進行は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従いまして会長である畦地委員に議長をお願いすることになります。よろしくお願ひします。

~~~~~

【畦 地】 本日は限られた時間でございますので、早速次の協議事項に入りたいと思います。その前に委員の皆様ご連絡事項ですが、本日の会議は非公開で執り行いますことをお伝えさせていただきます。続いて、委員の皆さんに本日の会議録について確認を致します。本日の会議録は、①会議録については要点筆記とする。②発言した委員の名前を会議録に記載することとする。③作成した会議録は、会長と副会長の了承を得て公開する。以上の通りにさせていただきますと思いますが、何かご意見・ご質問ありますか。

(意見・質問なし)

~~~~~

協議事項2 瑞穂市コミュニティセンター3館の指定管理者の選定について

【事務局】 (協議事項2のうち、指定管理者の選定方針について資料1を用いて説明)

- 【畦 地】 意見がある方は発言をお願いします。
- 【折 戸】 条例では、市長権限で指定管理者を指定できる旨の記載があるにも関わらず、あえてこの委員会で審議する理由とは何か。
- 【事務局】 市長の諮問機関として、有識者である委員より意見を頂きたい。また、事業計画書の内容を審議していただきたい。
- 【畦 地】 事業計画書の審議は次回実施するのか。
- 【事務局】 次回、第2回委員会での審議を予定している。
- 【巢之内】 瑞穂市ふれあい公共公社以外に、条例の選定基準にあてはまる業者はいないのか。
- 【事務局】 コミュニティセンターを建設する当初は、将来的な構想として自治会のような地縁団体に管理運営を委託する計画があったため、条例の選定基準がそのようになっている。現状では、まだ組織の構築の準備ができていない。
- 【巢之内】 民間事業者は、元から選択肢に入っていないのか。
- 【事務局】 その通りである。
- 【畦 地】 公募を実施した場合には、民間事業者が入る可能性は0ではない。それなのに公募をしなくても大丈夫なのか。
- 【事務局】 選定理由の中で重要に感じているのは、選定理由の二つ目の地域性である。そのため行政と意思疎通ができていて、瑞穂市ふれあい公共公社が最適である。
- 【折 戸】 公募をしない理由としては、防災の側面を重視すべきである。いざという時に警察、消防、自衛隊等関係者と連携しなくてはいけないため、民間事業者は向いていない。
- 【巢之内】 3施設は防災拠点となっているため、そういった側面を考えると、運営する業者は公益性のある業者がいいと思う。

- 【山 本】 防災の観点からすると、過度な人件費の削減は望ましくない。公社も人件費はあまり高くなく、業務も真剣に取り組んでくれていると思う。公社が力を付けることも必要であると感じている。
- 【清 水】 市民サービスの向上と経営的な判断が相反する点は注意が必要である。
- 【豊 田】 今まで非公募で行っていたものを、選定委員会で審議するようになったのは第一歩として評価できる。
- 【畦 地】 資料1選定理由のイとウから判断すると、非公募で募集するという事は問題ないと思う。協議事項1については承認ということでよいか。
- 【他委員】 異議なし。
- 【事務局】 (協議事項2のうち、審査方法について資料2を用いて説明)
- 【折 戸】 今後も使えるように審査項目や基準を作成しているのか。今回の1者のみの場合だったら採点は必要ないのでは。
- 【事務局】 この案は、今後も同様の基準で使えるよう、条例に規定のある施設の設置目的等に基づいて作成したものである。当初は、審査結果に合格基準点等を設定することも検討したが、コミュニティセンターという施設特有の、点数に表れてこないような公益性部分のことを考えると、合格基準点等は設けない方が良く判断した。
- 【豊 田】 資料21、2の項目については利用者に判断してもらえたら、委員が判断できるのか。
- 【事務局】 事業計画書、プレゼンテーションの内容から判断していただき、客観的な意見が欲しい。瑞穂市ふれあい公共公社は、現在の指定管理の中で利用者アンケートも実施しているため、プレゼンテーションの際には利用者の意見も聞くことが可能と考える。また、委員からも質問することはできるよう質疑応答の時間も設けた。それらから審査をしていただきたい。
- 【折 戸】 事業計画書の内容だけで、審査することは妥当なのか。合格基準点等を設

けたうえで足切り条件として使用するのならいいと思う。採点をする意義を議論したい。

【畦 地】 そもそも採点が必要かとの意見に対して、他に意見があるか。

【巢之内】 使用目的が明確になっていないのに、この審査項目や基準がいいかどうかは判断できない。非公募で1団体しかいない中で、採点する必要性が感じられない。具体的な基準等もないため、漠然としてしまわないか。

【山 本】 なぜ採点をするのか、明確にしたほうがよい。例えば評価をして、基準を満たさない項目については、再度提案してもらい、事業をより良くする様に活用することはできないのか。

【事務局】 指定管理期間が始まった中で、業務を改善していくことは可能と考える。しかし、選定までの期間の中で、事業計画書の内容を修正するのは、時間的に困難である。

【折 戸】 モニタリングは現在どういう基準でやっているのか。モニタリングと提案された評価項目との関連性はあるのか。

【事務局】 現行のモニタリングは市の独自基準で行っている。よって、今回提案した評価項目が、すべて現行のモニタリングと関連しているわけではない。

【畦 地】 モニタリングと関連させることは可能か。

【事務局】 可能である。

【折 戸】 今回の評価項目を市が指定管理者を評価する基準として明確化して、今後のモニタリングと関連付けするのであれば、採点する意義はあると思う。

【畦 地】 これまでの意見をまとめると、「審査するのは瑞穂市ふれあい公共公社の1団体だけだが、モニタリング評価についての評価基準を作成することにより、事業内容のウィークポイントを明確化して、指定管理期間中に改善していくため」に採点を実施するというのでいいか。

【折 戸】 審査した結果を何に使うか、明確になるならば意義はあると思う。

- 【巢之内】 モニタリングと評価項目をしっかりと紐づけるなら、良いと思う。
- 【事務局】 瑞穂市ふれあい公共公社とは、現在、毎月の打ち合わせを行っており、今後も継続していく予定である。その際には、今回の審査結果を基に指導を行い、事業をより良くしていくための指標として使っていきたい。
- 【畦 地】 続いて、審査方法についての議論を行う。評価項目及び配点についての議論をしたい。先ほど協議事項1の中で、防災面を考慮すると民間事業者ではふさわしくないとの意見があったが、この提案では防災面の配点が他に比べて低いため辻褃が合わない。
- 【巢之内】 そもそも項目ごとに点数差をつける必要があるのか。
- 【畦 地】 特に重要な項目の配点を高くするのも一つの方法。一方で評価を平準化するのも一つの方法である。
- 【巢之内】 防災面に重きを置くのであれば、防災面の評価項目を増やすべきではないのか。
- 【山 本】 防災面の項目は増やしたほうがいい。配点については、全て同じにしたほうが良いのでは。
- 【畦 地】 項目を全20項目として、モニタリングと関連付けた審査票を再度提案してもうことは可能か。
- 【事務局】 提案したものを、団体審査の前、つまり第2回委員会の冒頭に協議して、承認いただけるのであれば可能である。
- 【畦 地】 項目については、議論の内容を反映させ、モニタリングと関連付けたうえで、審査項目を20項目に増やし、配点を5点に平準化し、再度提案してもらいたい。
- 【事務局】 事務局の修正案が出来次第、会長に確認していただき、その後他の委員には第2回委員会の前には配布させていただく。

【畦 地】 評価方法については4段階で問題ないと考えているが、何か意見があるか。

【他委員】 異議なし。

【畦 地】 それでは評価については4段階評価とする。他に意見がなければ、協議事項2については、事務局より審査表を再度提案してもらい、第2回委員会の冒頭にて再度協議するという事によいか。

【他委員】 (異議なし)

【畦 地】 それでは、協議事項2については継続審議とする。

~~~~~

協議事項3 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の選定について

【事務局】 (協議事項3について資料3 資料4を用いて説明)

【畦 地】 意見がある方は発言をお願いしたい。

【巢之内】 4番の独自サービスの配点が10点になっているが、細分化できないのか。

【事務局】 配点バランスを考えて、再度調整させていただく。

【折 戸】 経費削減についての項目について、配点が被っているのではないか。

【事務局】 経費削減についての項目については、具体的な取組事案を評価していただく項目と、実際の収支計画を見て数値的に判断していただく項目とを分けている。

【巢之内】 金額面については、総合評価方式となるのか。

【事務局】 あくまで、金額については評価ポイントの一つである。総合評価方式ではない。金額については、「指定管理料が必要最低限に抑えられているか」という項目で判断していただきたい。

【畦 地】 「指定管理料が必要最低限に抑えられているか」という項目では、単純に

金額だけでなく、内容も吟味して、業務に見合った金額を提出しているか判断したほうがよい。

【山 本】 公表している募集要項の審査（評価）基準と相違している部分があるが。

【事務局】 内容が似ている項目については、削除したものもある。

【清 水】 ホームページ等でも公表しているので、募集要項の評価項目に合わせて、再度作成したらどうか。

【事務局】 募集要項の審査（評価）基準に合うように、再調整する。

【豊 田】 平成28年度から平成29年度にかけて売り上げが減少している理由と、人件費が大きく減少している理由を教えてください。

【事務局】 平成29年度にJR穂積駅の北に民間の駐輪場がオープンしたため、売り上げが落ちてしまっている。人件費が削減されている理由は、平成29年度から、自動券売機等で機械化を図ったためである。

【畦 地】 本委員会委員も、応募者との利益相反がないことや、反社会的勢力と関わりがないこと等に関する誓約書を提出したほうが良いのではないかと。

【事務局】 事務局で様式を作成する。

【畦 地】 他に意見がなければ、協議事項3については、事務局より審査表を再度提案してもらい、第2回委員会の冒頭にて再度協議するというところでよいか。

【他委員】 （異議なし）

【畦 地】 それでは、協議事項3については継続審議とする。

~~~~~

【畦 地】 これをもちまして本日の議事はすべて終了いたします。ここで議長の任を終わらせていただきます。

【事務局】 次回、第2回委員会の開催については、平成30年10月23日とします。